

## 宝塚市政策アドバイザーの設置等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、政策アドバイザーの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「政策アドバイザー」とは、市長又は市長の指示を受けた者に対し、政策的事項又は専門的事項に関し、指導又は助言（以下「助言等」という。）を行う、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職をいう。

### (委嘱)

第3条 政策アドバイザーは、専門の学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 政策アドバイザーの任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

### (助言等の方法)

第5条 市が、政策アドバイザーの助言等を受ける必要があると認めるときは、原則として、職員が対面により助言等を受けるものとする。

2 前項の助言等を求める場合は、事前に助言等を求める内容、日時等を記載した文書により依頼するものとする。ただし、事前に依頼できないことにつき、緊急の必要がある場合その他特別の事情が認められる場合は、この限りでない。

3 市は、前2項の規定に基づくほか、電話、電子メールその他の通信手段を用いて助言等を求めることができる。

### (報酬の支払い)

第6条 市は、対面により政策アドバイザーから助言等を受けた場合、又は、政策アドバイザーが助言等を行うために必要な、職員からの意見、状況等の聴取を行った場合は、別表に定める報酬を支給する。

2 市は、対面により政策アドバイザーから助言等を受けた場合、又は、政策アドバイザーが職員からの意見、状況等の聴取を行った場合は、宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）第3条第4項の規定に基づき、必要な旅費を支給する。

### (守秘義務)

第7条 政策アドバイザーは、指導、助言その他職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市及び政策アドバイザーとの協議により定めることとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

別表（第6条関係）

2時間以下の場合	20,800円
2時間を超え、3時間以下の場合	31,200円
3時間を超え、4時間以下の場合	41,600円
4時間を超え、5時間以下の場合	52,000円
5時間を超え、6時間以下の場合	62,400円
6時間を超え、7時間以下の場合	72,800円
7時間を超える場合	83,200円